

現況届

① 生計を一にする家族の状況 (太枠内をご記入ください)

住所	中野区	町名		丁目		番		号	建物名/部屋番号	
保護者 (同居人含む)	父	氏名					母	氏名		
連絡先	父	-				母	-			
在園児童		フリガナ 氏名			生年月日			在園名		
	1				20	年				
					月	日				
	2				20	年				
					月	日				
3				20	年					
					月	日				
令和4年6月1日以降に結婚や離婚をした方は右にチェック						<input type="checkbox"/> 結婚をした <input type="checkbox"/> 離婚をした <input type="checkbox"/> その他()				

② 保育の必要性の事由 (太枠内をご記入ください) ※裏面に続きます

父	母	状況	提出書類
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	就労 (自営業(親族経営を含む)・ 経営主の場合)	① 就労証明書(区様式) ② 令和4年分の所得税の確定申告書(一表・二表)又は源泉徴収票のコピー ※②の書類をご提出いただけない場合、下記の①と②をご提出ください。 ① 仕事内容や資格がわかるもの(営業許可証、開業届等) ② 収入の証明(報酬の記録(通帳のコピー等))
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	就労 (会社員・パート・派遣社員等 の場合)	① 就労証明書(区様式)

令和4年(2022年)6月1日以降に、転職または退職(廃業含む)をされましたか?

父	<input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> した(前職退職日: 年 月 日) → <input type="checkbox"/> 手続済み ・ <input type="checkbox"/> 未手続(※)
母	<input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> した(前職退職日: 年 月 日) → <input type="checkbox"/> 手続済み ・ <input type="checkbox"/> 未手続(※)

(※) 転職された方で「未手続」と回答された場合は就労証明書と併せて、「教育・保育給付支給認定申請内容変更届書」もご提出ください。様式は裏面のURLからダウンロード・出力をお願いします。

受付		入力		確認		住		宛	
----	--	----	--	----	--	---	--	---	--

父	母	状況	提出書類
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	疾病	診断書（区様式）
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	障がい	身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳のコピー
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	親族の介護・看護	① 被介護・看護者の診断書又は障害者手帳・介護保険被保険者証等のコピー ② 介護・看護の週間スケジュール （スケジュールの作成方法については、お問い合わせください）
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	災害復旧	り災・被災証明書のコピー
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	求職中	求職認定への変更手続きが済んでいる方は提出書類はありません。 求職認定が切れる前に就労(月48時間以上)を開始し、手続きをしてください。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	就学	① 在学証明書のコピー ② スケジュールの確認ができるもののコピー（時間割表等） ③ 在学開始日及び卒業見込年月日の確認ができるもののコピー

※各種書類は中野区のホームページからダウンロード可能。

【URL】

<https://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/dept/244000/d032787.html>



③ 注意事項

・同封の『在園中(入所した後)の手続き』のp.1【家庭状況に変更があった場合の提出書類一覧表】をご確認いただき、家庭状況に変更があった方でまだ中野区へ届出をしていない場合は各種提出書類をご準備の上、この現況届と一緒にご提出ください。

（例）令和4年11月に転職をしていたが、手続きをしていない

→現況調査書類一式+変更届をご提出ください。

・保護者が勤務している会社の代表・経営主の方が下表枠内の場合は、自営業（親族経営）に該当します。就労証明書に加えて所得税の確定申告書1・2表または源泉徴収票のコピーの提出が必要です。親族以外の者、または下表枠外の親族に雇用されている会社役員の場合は、常勤扱いとして就労証明書のみご提出ください。

